

■ 介護保険の申請と手続き

申 請：

市の担当窓口（長寿いきがい課）または市支所で「要介護認定の申請」をします。

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所が申請を代行することもできます。

認定調査：

市の認定調査員などが自宅などを訪問して、本人や家族に聞き取り調査などを行います。

審査判定：

調査結果を受け、コンピュータ分析による一次判定を経て、専門家で構成される介護認定審査会による二次判定を行い、認定区分が決定されます。

認 定：

「要支援1・2」「要介護1～5」「非該当」のいずれかに認定されます。

認定通知：

認定区分が記載された認定結果通知書と介護保険証が送付されます。



■ 介護保険によるサービス

介護保険サービスには、自宅に訪問してもらうサービス、施設に通って受けるサービス、施設へ入所して利用するサービス、住宅環境を整えるサービスの利用など、さまざまなものがあります。

自宅に訪問してもらうサービス

訪問介護、訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導、訪問看護※



（訪問看護：医療保険と介護保険のどちらでも利用できますが原則、介護保険給付が医療保険給付に優先します）

施設に通って受けるサービス

デイサービス、デイケア

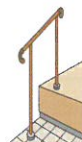


施設へ入所して利用するサービス

ショートステイ、施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設など）

住宅環境を整えるサービス

住宅改修、福祉用具貸与
特定福祉用具購入



地域密着型サービス

認知症対応型通所介護、グループホーム
小規模多機能型居宅介護

自宅で生活しながら医療や介護が受けられる

「在宅医療と介護」の 相談窓口をご存じですか



令和4年1月作成

発行：吉野川市在宅医療介護連携推進事業協議会

作成：吉野川市在宅医療介護連携推進事業協議会

医療介護連携部会